

空き家に関する補助制度のご案内

増加傾向にある空き家の解消のため、空き家対策となる補助金を開始します。

空き家とは？

ここで言う「空き家」とは、茅野市内にある居住用の戸建て住宅であって、居住その他の使用がなされていない状態が補助金申請時において1年以上であるものをいいます。

◇補助金のメニューは以下の3種類になります。◇

補助金の種類	改修事業	家財等処分事業	解体事業
内容	空き家の利活用を促進するため、100万円以上の空き家の改修工事について補助します。	空き家の利活用や解体工事に必要な住宅内の家財道具等の処分に要する経費について補助します。	築年数が経過し、利活用が難しい空き家について、その解体費用を補助します。
対象者	①・②のいずれかに該当する個人。 ①1年以上未使用の空き家の所有者で、その空き家を居住、事業に使用、売却または賃貸する意思のある方 ※所有して1年以内の方も対象となります。 ②1年以上未使用の空き家に賃貸により居住し始め1年以内の方で、所有者の同意を得た方	1年以上未使用の空き家の個人の所有者であって、その空き家を居住、事業に使用、売却、賃貸または解体する意思のある方 ※所有して1年以内の方も対象となります。 空き家バンクに登録するための改修・家財等処分もOK！	①・②の全てに該当する空き家を所有する個人。 ①茅野市内にある建築から30年が経過した1年以上未使用の空き家。 ②生活の本拠として使用された（住所が置かれていた）空き家。 ※セカンドハウス・別荘としてのみ利用の住宅は対象外です。
条件	●茅野市内の事業者が実施する建物本体の改修工事 ●床、壁又は天井のいずれにも固定されない電化製品等の設置や部品交換の工事、または太陽光発電等設備設置工事は除く。 ※対象工事については、担当課にご確認願います。 ●茅野市景観づくり条例に適合する工事 ●空き家を利活用することが条件になります。	●茅野市内の一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者が実施する家財等処分。 ●家財道具等の処分で認められるのは、電化製品、家具、食器、その他の家財等の処分になります。 ※対象となる家財道具等については、担当課にご確認願います。 ●空き家を利活用するか、解体することが条件になります。	●茅野市内の解体工事業の許可や登録を受けた事業者が実施する解体工事。 ●空き家を全て解体し撤去し更地にするもの（例外もあります。） ●空き家に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は対象となりません。
補助金額	補助対象経費の10% 上限25万円	補助対象経費の50% 上限10万円	補助対象経費の10% 上限20万円

◇三事業共通のチェック事項◇

- ☐ 空き家は居住用の戸建て住宅であって、空き店舗・空き事務所等ではない。（併用住宅は可）
- ☐ 茅野市の市税を滞納していないこと。
- ☐ 補助金交付決定前に事業に着手しておらず、交付決定後に着手すること。
- ☐ 令和8年3月31日までに事業が完了すること。
- ☐ この制度のほかに、国、県や市の補助制度を受けていないこと。

◇この補助金のポイント◇

ポイント1

改修と家財等処分、家財等処分と解体については同時に申請いただけます！

例：空き家を売却するために、残置された家財等を処分したのち、リフォームを行った。
改修最大25万円+家財等処分最大10万円＝最大35万円の補助

ポイント2

移住者などで、もともと空き家だった住宅を購入して1年以内の方も、改修・家財等処分事業の対象となります！

ポイント3

もともとが居住用の建物であった場合に、事業用に改修する場合にも対象となります！

◇申請方法◇

以下の書類を添えて、申請先もしくは郵送にて申請書を提出してください。

添付書類一覧

共通事項

改修事業

家財等処分事業

解体事業

●補助対象空き家が所在する土地の位置図

●市税(国民健康保険税を含む。)の納税証明書

●所有者の確認ができる書面(建物全部事項証明書、固定資産評価証明書、不動産売買契約書の写し等)

●相続登記が済んでいない場合には、相続人等が確認できる書類(戸籍謄本等)及びその全員の同意が確認できる書類

●共有名義あるいは相続人が複数いる場合には、その全員の同意が確認できる書面

●事業に係る請負契約書等又は見積書の写し

●事業の概要が分かる平面図等

●事業に着手する前の当該処分物等の写真

●事業に着手する前の空き家及び同一敷地の全景の写真

●事業に着手する前の当該工事箇所の写真

●賃貸により居住している場合には、所有者の同意書

◇その他の注意事項◇

※上記の書類については、手数料がかかるものもあります。事前に補助対象となるか、別紙のチェックリストでご確認いただくほか、下記までよくご相談願います。

※申請書は、茅野市ホームページからダウンロードするか、下記窓口へご用命ください。

※改修事業を申請される方で、住宅の増築や、外壁や屋根の葺き替え・塗り替えなどをされる場合は、茅野市景観づくり条例に基づく届出が必要になります。この条例の中で、外壁や屋根で使用できる色の基準を定めていますので、担当係で確認をお願いします。(担当：都市計画課公園景観係)

申請・問合せ先：茅野市役所 都市計画課 住宅係 TEL0266-72-2101(内線538)

住所：〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1 E-mail toshikeikaku@city.chino.lg.jp

茅野市ホームページ <https://city.chino.lg.jp/site/akiya/akiya-hojo.html>



QRコード